

**令和6年度まちなか賑わい空間形成事業
文翔館周辺エリアウォークブル基本構想検討業務委託
公募要領**

1 目的

この要領は、「文翔館周辺エリアウォークブル基本構想検討」業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称

文翔館周辺エリアウォークブル基本構想検討業務委託

(2) 業務の目的

本県では、第4次山形県総合発展計画長期構想（令和2年3月）における「政策の柱5」－「政策4」－「施策1：魅力あるまちづくりの推進」に、「多様な人の出会い・交流を通じ、地域にイノベーションが生まれる賑わいを創出」、「人通りと賑わいに溢れたコミュニティ空間の創造」に向け、歩いて楽しめる美しい道路空間の整備等の推進を掲げている。

文翔館周辺エリアでは、新山形市民会館の新築をはじめ、各種の施設整備が進められており、これらの事業と一体となって県道をウォークブルな空間に改変する事業に取り組むことは、街の魅力や価値を向上させ、賑わいを創出する絶好の機会である。

この事業を進めるために、令和6年度から令和7年度の2箇年で「文翔館周辺エリアウォークブル基本構想」（以下「構想」という。）を策定する予定としている。

本業務は、構想の策定に向けた検討の初年度として、社会実験の実施、整備イメージを共有するためのVR画像の作成を踏まえたワークショップ等を開催し、構想の素案を作成するものである。

(3) 業務の内容

① 構想の素案作成

- ・ 検討の対象範囲は、文翔館、都市計画道路双月志戸田線、都市計画道路旧県庁半郷線、市道三島通線、市道師範学校前通線を基本とした別添位置図の通りとする。
- ・ 文翔館周辺エリアで行われている各種の施設整備や山形市における居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた取組み、ワークショップ等の成果を踏まえ、以下の項目について検討する。

- 検討の対象範囲の空間整備の方針
- 対象路線の都市計画道路としてのあり方

② ワークショップ等の開催・運営

- ・ ワークショップ等の対象者の選定、募集方法、実施方法、ワークショップ等の各回の内容の検討を行い、ワークショップ等の運営を行う。
- ・ ワークショップ等の開催にあたっては、資料作成、消耗品・備品の準備、参加者の取りまとめ等の開催準備を行う。
- ・ ワークショップ等は4回以上開催し、各回、ワークショップ等の結果を取りまとめ、報告書を作成する。

③社会実験の実施

- ・令和6年10月頃に1週間程度、県道を滞在空間化する社会実験を山形市と合同で実施する（別添社会実験位置図）。
- ・社会実験の内容は次のとおりとする。
 - ア（都）旧県庁半郷線の南進車線（文翔館から山形銀行本店前交差点）の閉鎖
 - イ（都）双月志戸田線東進の右折レーン（文翔館南側T字路）の閉鎖
 - ウ（都）双月志戸田線西進の左折レーン（文翔館南側T字路）の閉鎖
 - エ 市役所前バス停5番、6番のりばを国道112号（山形市役所西側）に仮移設
 - オ（都）旧県庁半郷線（文翔館から山形銀行本店前交差点）の全てに自転車専用通行帯を仮設する。
 - カ 山形県JAビル前から山形商工会議所会館前付近に滞在空間を設ける。滞在空間にはテーブル・イス・ベンチのセットを8組程度、ベンチのみを4基程度、その他植栽等を設置するものとする。
- ・本業務では、ア～エに係る仮設防護柵による交通規制、周知看板（交通規制、バス停移設）等の設置・撤去を行い、オ～カは山形市が担う。
- ・社会実験の実施に当たり必要となる関係機関協議及び申請等資料作成を補助するとともに、山形市の取組みとの調整を行う。

④VR画像の作成

- ・ワークショップ参加者等と整備イメージを共有するために、VR画像（3D画像等）の作成を行う。

⑤次年度の事業内容の提案

- ・次年度は、本業務で作成した構想の素案を踏まえ、必要に応じて社会実験やワークショップ等を実施し、構想の内容を充実させ県民との合意形成を進めるとともに、検討対象範囲内の都市計画道路の計画変更の必要性についての検討を行う予定である。そのために取り組むべき業務内容や予算規模の提案を行うものとする。

	R6	R7	R8～
社会実験	社会実験① 約1週間実施	効果検証 課題整理	社会実験②
VR画像の作成	意見等反映 VR画像作成	意見等反映 VRアップデート	・具体的施策展開
ワークショップ等の開催	ワークショップ等	ワークショップ等	
文翔館周辺エリア ウォークアブル基本構想の策定	構想の素案作成	アップデート 構想策定	

⑥報告書作成

- ・以上までの検討内容を報告書として取りまとめる。

⑦打合せ

- ・業務着手時、ワークショップ等の開催前のほか、適宜かつ十分に行うものとする。

(4) 委託の期間 契約の日から令和7年3月25日まで

(5) 提案上限額 17,245千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けているものに限る。）であること。
- (2) 東北地方に本店又は営業所（名簿に登載された受任者の所在地にある営業所）を有すること。
- (3) 平成 25 年度以降公示日までに完了した「まちづくりに関する構想策定業務」の実績があること。
- (4) 山形県から受注して令和 4 年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60 点未満のものがないこと。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 評価は、山形県が設置する「文翔館周辺エリアウォークブル基本構想検討業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書（様式1）

②提出方法

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に「6 提出先及び問合せ先」に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和6年4月5日（金）午後5時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和6年4月12日（金）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由の説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

ア 企画提案書（様式2）

イ 見積書（算出根拠）

ウ 上記ア～イに係る電子媒体（ウイルスチェック済みのCD-ROM、DVD-ROM等）

※文書ファイル形式はMicrosoft_Office形式とし、全てpdf形式に変換したデータも提出すること。

②提出部数 ア～ウ 各1部

③提出方法 上記（1）に同じ

④提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで

(3) 企画提案書の記載内容

以下の項目について記載するものとする。

《共通事項》

①業務の実施方針、実施体制

②提案内容

- ・構想の素案作成
- ・ワークショップ等の開催・運営
- ・社会実験の実施
- ・VR画像の作成
- ・次年度の事業内容の提案

③業務実績

- ・これまで担当した国、地方公共団体発注の同種業務又は類似業務（いずれも平成25年度以降公示日までに完了した業務の実績）を記載すること。
- ・同種業務とは、ワークショップの開催・運営を含む、道路と一体となったまちづくりの基本構想策定業務とする。類似業務とは、道路と一体となったまちづくりの基本構想策定業務とする。

《その他》

- ・提案は全て企画提案書（様式2）に記載すること。
- ・A4判片面印刷（多色仕上げ可）10枚までとし、本文で使用する文字のフォントサイズは10ポイント以上（図表、注釈等を除く。）とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県村山総合支庁 建設部 都市計画課
〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号
電話 023-621-8239 FAX 023-623-5531

7 企画提案書等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式3）を作成し、原則電子メールで行うものとし、件名を「【質問】ウォークブル基本構想検討業務委託」として下記まで提出すること。（この場合、質問を提出したことを「6 提出先及び問合せ先」に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）

(2) 提出先

Mail: ymurayamatoshi[at]pref.yamagata.jp （送信時に[at]は@に置き換えてください。）

(3) 質問期限

令和6年4月12日（金）午後5時まで

(4) 質問等への回答

質問等への回答は、電子メールにより応募があった全者に対して行うものとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) プレゼンテーションの日時・場所・方法等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

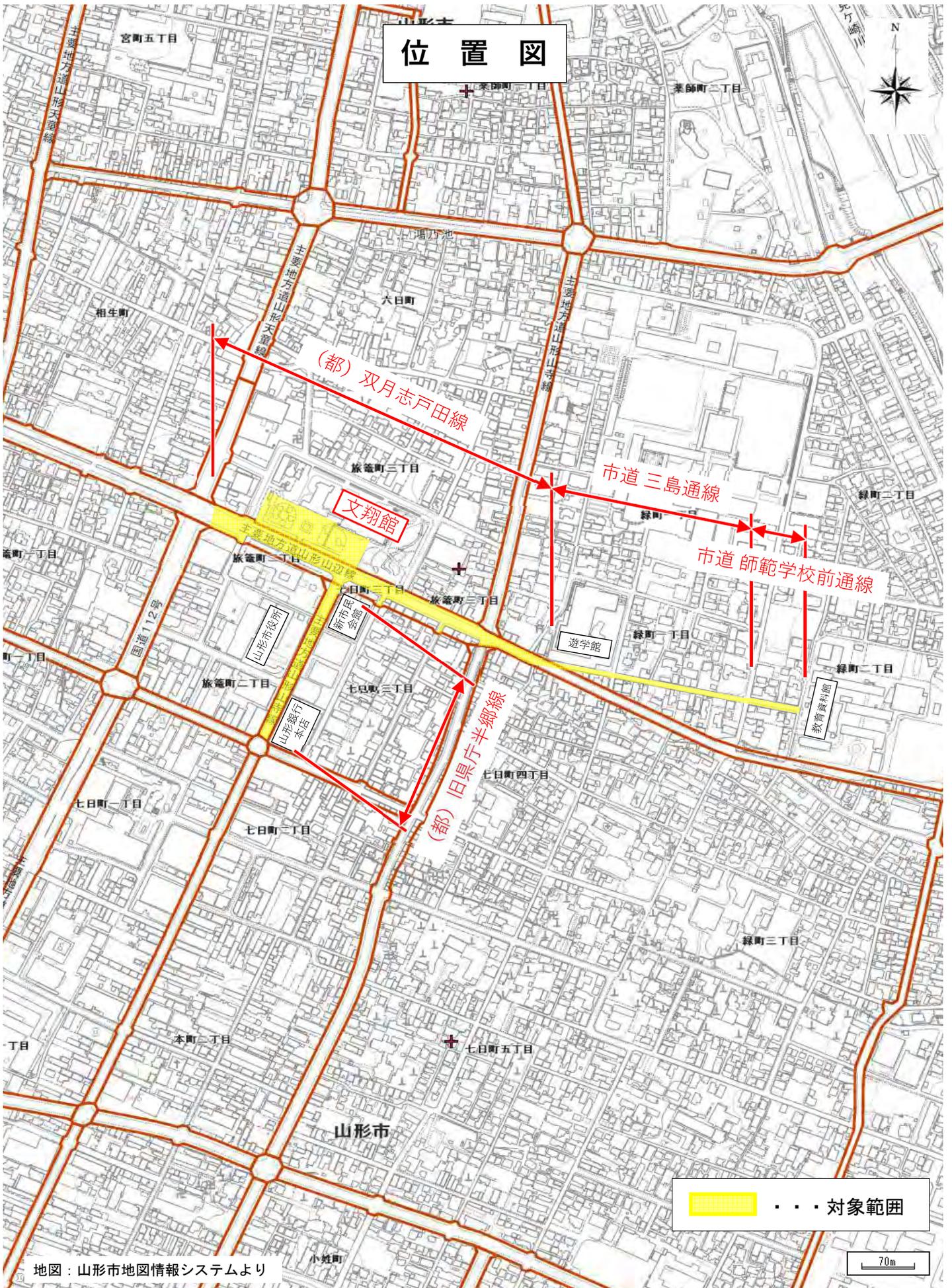
- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年 3月28日 (木) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和6年 4月 5日 (金) |
| (3) 参加資格審査結果通知期限 | 令和6年 4月12日 (金) |
| (4) 質問受付期限 | 令和6年 4月12日 (金) |
| (5) 企画提案提出期限 | 令和6年 4月26日 (金) |
| (6) 企画提案プレゼンテーション | 令和6年 5月中旬 (別途通知) |
| (7) 評価結果通知 | 令和6年 5月下旬 (別途通知) |
| (8) 見積り合わせ | 令和6年 5月下旬 |
| (9) 契約予定日 | 令和6年 6月上旬 |

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。
- (4) 当初契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。



位置図



(都) 双月志戸田線

市道 三島通線

市道 師範学校前通線

(都) 旧県庁半郷線

文翔館

遊学館

教育資料館

■■■■ 対象範囲

70m

地図：山形市地図情報システムより

社会実験位置図



 . . . 規制区域